

国立大学法人山梨大学長の解任申出手続に関する要項

制定 平成17年11月11日

改正 平成24年 6月26日

改正 平成27年 6月25日

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人山梨大学長の選考及び解任等に関する規程(以下「学長の選考及び解任等に関する規程」という。)第8条の規定に基づき、国立大学法人山梨大学長(以下「学長」という。)の解任申出手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(学長解任の発議)

第2条 学長解任の発議は、次の各号のいずれかにより、国立大学法人山梨大学学長選考会議(以下「学長選考会議」という。)に対して行うものとする。

- (1) 経営協議会又は教育研究評議会が、別記様式第1-1号「学長解任発議書」を提出する。
- (2) 次期山梨大学長候補者の選考に関する取扱要項第6条に規定する別紙1に掲げる者のうち、請求日に在職する過半数の者から別記様式第1-2号「学長解任発議請求書」及び別記様式第1-3号「学長解任発議請求同意書(署名)」を提出する。
- (3) 2名以上の学長選考会議委員が書面により学長解任の発議を行う。

2 学長選考会議は、前項各号により学長解任の発議がなされた場合には、学長解任に係る審議を開始するか否かを審議し、決定する。

(学長解任の審議)

第3条 学長選考会議は、前条第2項の規定により学長解任に係る審議を開始することを決定したときは、学長の解任についての審議を行う。

- 2 学長選考会議は、前項の学長の解任についての審議を行うにあたり、別記様式第2号「学長解任発議通知書」を学長に交付するものとする。
- 3 学長選考会議は、学長が前項の規定による通知書を受領した日の翌日から起算して14日以内に請求した場合には、第1項の学長解任の審議及び次条の学内の意向聴取に先立ち、口頭又は文書による学長の意見陳述の機会を設けなければならない。

(学内の意向聴取)

第4条 学長選考会議は、必要があると認めるときは、前条第1項の学長解任の審議に先立ち、学長の解任に関し学内の意向聴取を行うことができる。

- 2 前項の学内の意向聴取は、学長解任の発議事由を開示して実施するものとする。なお、前条第3項の意見陳述が行われた場合には、当該意見陳述内容も併せて開示した上で実施するものとする。

(学長解任審議結果の通知及び公表)

第5条 学長選考会議は、第3条第1項の規定による学長の解任の審議結果を学長に通知するとともに、学内に公表するものとする。

- 2 前項の通知及び公表は、別記様式第3号「学長解任審議結果通知書」及び別記様式第4号「学長解任審議結果について(公示)」によるものとする。

(解釈等)

第6条 この要項の解釈について疑義があるときは、学長選考会議が決定する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、学長の解任申出手続きに関し必要な事項は、学

長選考会議が定める。

附 則

この要項は、平成 17 年 11 月 11 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 24 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 27 年 6 月 25 日から施行する。

学長解任発議請求同意書（署名）

私は、「学長解任発議請求書」のとおり学長の解任発議の請求に同意します。

No.	所 属	職 名	氏 名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			

（注1）本様式を複写して使用すること。

※学長選考会議確認欄：	枚目／計	枚中，累計	人
-------------	------	-------	---

（注2）※学長選考会議確認欄は、事務処理用のため請求者は記載しないこと。

学 長 解 任 発 議 通 知 書

年 月 日

国立大学法人山梨大学長

殿

国立大学法人山梨大学学長選考会議



学長の解任の発議が別添（写）のとおりありましたので、国立大学法人山梨大学長の解任申出手続に関する要項第3条第2項の規定に基づき、交付します。

なお、本通知を受領した日の翌日から起算して14日以内に請求した場合には、学長の解任の審議に先立ち、口頭又は文書により意見陳述を行うことができますので申し添えます。

学長解任審議結果通知書

年 月 日

国立大学法人山梨大学長

殿

国立大学法人山梨大学学長選考会議



国立大学法人山梨大学長の解任申出手続に関する要項第5条の規定に基づき、学長の解任の審議結果を下記のとおり通知します。

記

1 学長選考会議審議決議日 年 月 日 ()

2 審議結果

ア 学長の解任を決定した。

なお、国立大学法人山梨大学長の選考及び解任等に関する規程第7条の規定に基づき、貴職の解任を文部科学大臣に申し出ることとします。

イ 学長の解任を否決した。

3 審議結果の理由等

学長解任審議結果について（公示）

国立大学法人山梨大学長の解任申出手続に関する要項第5条の規定に基づき、下記のとおり学長の解任の審議結果を公表する。

記

1 審議結果

国立大学法人山梨大学長

の解任を $\begin{pmatrix} \text{決} & \text{定} \\ \text{否} & \text{決} \end{pmatrix}$ した。

2 審議結果の理由等

年 月 日

国立大学法人山梨大学学長選考会議

㊦